

議案第9号

関市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

関市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月18日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消費税率及び地方消費税率の改定等に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

関市農業集落排水処理施設条例（昭和５８年関市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項表以外の部分中「１００分の１０８を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。）を加えた額」に、「１０円」を「１円」に改め、同条第２項中「１００分の１０８を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に、「１０円」を「１円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

#### （経過措置）

- 改正後の第９条（端数処理に係る部分に限る。）の規定は、施行の日以後に調定する使用料について適用し、同日前に調定する使用料については、なお従前の例による。